

新益柳營秘鑑

和書門			
八	六	四	〇
一	〇	〇	〇
一	〇	〇	〇
三	三	〇	〇
冊	架	函	號

庫文門内			和
五	八	〇	書
二	五	〇	
函	三	〇	
三	三	〇	
架	冊	號	類

内閣文庫	
番號	和 8640
冊數	33 (27)
函號	152 11



Kodak Gray Scale

A 1 2 3 4 5 6 M 8 9 10 11 12 13 14 15 B 17 18 19



© Kodak, 2007 TM: Kodak



秋



新並柳管秘燈卷之一

大嘗會の事

百代
後古御門院

東山系改時代

文正元年丙戌

正行

貞享四年丁卯

即百部集

元文三年壬戌

即百七十四年

後福永院

後奈良院

正親町院

後陽成院

後水尾院

明正院

光册院

後西院

孝元院

右九代皇族河左

東山院
傳音云法時代

貞享四年丁卯年 丑行

元文之戊午年三月申絶五十日

一 元文之戊午年六月廿日大嘗會日 行

傳奏 皇太后御云

寺行 皇太后御云

右傳奏之印從系下定以後日 行

一 八月七日 法内之日 行

大嘗會日 行
三條大納言
万里中納言

同日行 行
堀河寺行

總記
皇太后御云
馬丸法院

一 八月廿八日 玉粒卜定伏見公行到決

上白 東山院田之臣左雅云

一 八月廿九日 大納言御云

一 八月三十日 大納言御云

一 九月初一日 大納言御云

一 九月初二日 大納言御云

一 九月初三日 大納言御云

一 九月初四日 大納言御云

一 九月初五日 大納言御云

一 九月初六日 大納言御云

一 九月初七日 大納言御云

卜部

大伴臣

多志

卜部

卜部

一 八月廿日

石上子孫

時色

一 九月二日

時色

右大臣大伴臣

一 大伴臣法廣

任色

口地大細云

右大臣大伴臣

右大臣大伴臣

右大臣大伴臣

右大臣大伴臣

右大臣大伴臣

一 大伴臣法廣

馬丸大細云

一 大伴臣法廣

任色

古依大細云

一 大伴臣法廣

右大臣大伴臣

右大臣大伴臣

右大臣大伴臣

一 大伴臣法廣

任色

古依大細云

右大臣大伴臣

之社也

修習

乙修

修

修

在

以

以

以

修

修

大

修

在修之社也

修

又

修

在

修

修

修

修

修

一 八神教

山子口より之修中、修記教と曰く

一 胎生

云修中より大りり、果と教より也、口修中

一 聖修中より修中と修中と、是より大りり

一 印座

云修中より大りり、果と教より也、口修中

一 高法念

云修中より大りり、果と教より也、口修中

一 止立教

修中より大りり、果と教より也、口修中

一 摩子

修中より大りり、果と教より也、口修中

大代母行遣、修中より大りり、果と教より也、口修中

修中より大りり、果と教より也、口修中

大代母行遣、修中より大りり、果と教より也、口修中

修中より大りり、果と教より也、口修中

大代母行遣、修中より大りり、果と教より也、口修中

一 高月修中より大りり、果と教より也、口修中

一 幸上之方山幸路法印中三堂也如人所
店今山門知也地東門前竹高寺地法成午地
法系法

- 一 考之而少解之志名也
- 一 葬礼也
- 一 考之而少解之志名也
- 一 考之而少解之志名也
- 一 考之而少解之志名也
- 一 考之而少解之志名也
- 一 考之而少解之志名也
- 一 考之而少解之志名也
- 一 考之而少解之志名也
- 一 考之而少解之志名也

- 一 考之而少解之志名也
- 一 考之而少解之志名也
- 一 考之而少解之志名也
- 一 考之而少解之志名也
- 一 考之而少解之志名也
- 一 考之而少解之志名也
- 一 考之而少解之志名也
- 一 考之而少解之志名也
- 一 考之而少解之志名也
- 一 考之而少解之志名也

十月

右通の 法系法

右通の 法系法

たかみ後引より後のもことき身合跡孫の体お後
河子孫の後の夜のといはれりて徳記の巻の字和
訓あり跡の澤林の人のと西郡卜定ウラナヒ二月十九日
よりと八月の甲子月を例あり後即位後のこと
但後河院之物より九月十九日卜定十月十日
正徳のりあり後河院に去り八月廿七日卜定
十月廿七日正徳のりありあまの即位の事と西郡
卜定あり跡のりありとことき身合跡孫の体お後
四月申子行りしるりことき身合跡孫の体お後
後河院よりと徳記より丹後守よりとことき身合跡孫の体お後



又孝といは後河院の御歴よりとことき身合跡孫の体お後
郡卜定子孫の後の河院よりとことき身合跡孫の体お後
跡河院よりとことき身合跡孫の体お後
孝皇代後河院よりとことき身合跡孫の体お後
徳記の巻の字和訓あり跡の澤林の人のと西郡卜定
子孫のりあり又換換の事とことき身合跡孫の体お後
ことき身合跡孫の体お後
事の中よりありとことき身合跡孫の体お後
行事のりありとことき身合跡孫の体お後
の事の中よりありとことき身合跡孫の体お後

み通にいしよりありてきりしよは白のれ蓋
ののちくそて試加川を左に下系仰して後
のりうて後徳記を奉の番傷不備巻門とさるそ
半二天と懸してその中をす抜穂の使に九月に祐徳
友かあるまを向して新徳の格の初徳と指して祐徳
おゆひしそかめく初秋と仰りてこれとさして穂
と後かあり樺山とよハ大尊文のあまあまの個目列
まをきす本のきりしあま大女山と仰りさめく乃
つらう物と傍をこしそと川をさるるまけ仰り物を
か又のいごと目も又挿改の先法屏風以下の本文

とい大子乃又ま情をが考しうまは風俗のむ十首
け中子格春のそあり又中人の法屏風六帖和音十
八首子仙をひし信林の人とれと徳をそ或は通作の例
ありり也虎よのゆか業地くあ徳と之う音仙の例は
取物信通徳成まをふあり番傷不の親而屏風
冬成形にけ空細をの子孫お傳しそ書をい
大尊文の徳記を奉者別也大祐殿の祐徳たのあま
そと遠まにそへ向しそ祐徳と代ち何しああり
みまを文斗とさうて也徳殿とさるそこの徳を
すゆふをう徳記の祐をさるそ後け殿の祐を

おぼしめしの起るるに依りてはるるの天皇の
左の儀の事なりしに時日あるは冬を浮
してはんとし御を起しうまひの山の神より
あやも中まをうらと流後一色ハその中
み神女の姿ありて御琴をくよあをせし
しうらと御門をえりしに流後より御人
あまうらけの神女神をひりしに御人
りけそよりしてまをいあはるゆりしに時
なりとまをい

こゆりしにあまをいしと御をせし
よし



妙相^{妙相}神^神子^子を御^御りしに
を御^御りしに御^御りしに
中の世の日の御^御りしに
た亭^{た亭}御^御りしに
七^七りしに御^御りしに
を御^御りしに御^御りしに
と御^御りしに御^御りしに
を御^御りしに御^御りしに
を御^御りしに御^御りしに



くじまのとはまきし 新也りあるし 快意の
誠をよきまきし 昨の局に 都府ありて 狂歌
と 後見するも けしめをまは 表は 法務吏と 意に
ありて 狂歌 一人は 立向きし ともあり せんは 狂歌
工とよ ちたのき 齒のうら 下仕かき して さいやの
世居りて 集ふら ち 后河の 局に 狂歌 ありて 子
あり 狂歌 一人は 狂歌 といふ 狂歌 ありて 狂歌 ありて
のう せし 一人の 狂歌 といふ 狂歌 ありて 狂歌 ありて
あり 狂歌 一人の 狂歌 といふ 狂歌 ありて 狂歌 ありて
狂人の 狂歌 一人の 狂歌 といふ 狂歌 ありて 狂歌 ありて
子とよ 狂歌 一人の 狂歌 といふ 狂歌 ありて 狂歌 ありて

らうと 狂歌 一人の 狂歌 といふ 狂歌 ありて 狂歌 ありて
て 狂人 狂歌 一人の 狂歌 といふ 狂歌 ありて 狂歌 ありて
めし 今 狂歌 一人の 狂歌 といふ 狂歌 ありて 狂歌 ありて
おの 狂歌 一人の 狂歌 といふ 狂歌 ありて 狂歌 ありて
まうと 狂歌 一人の 狂歌 といふ 狂歌 ありて 狂歌 ありて
たひて 狂歌 一人の 狂歌 といふ 狂歌 ありて 狂歌 ありて
まひ 狂歌 一人の 狂歌 といふ 狂歌 ありて 狂歌 ありて
の 狂歌 一人の 狂歌 といふ 狂歌 ありて 狂歌 ありて
狂歌 一人の 狂歌 といふ 狂歌 ありて 狂歌 ありて
ありて 狂歌 一人の 狂歌 といふ 狂歌 ありて 狂歌 ありて

次上卿仰可持参硯由

次外記置硯紙於上卿座前

上卿書因郡名

次上卿召外記仰可持参管由

外記持参置上卿前

次上卿入卜串於管仰外記令封之

外記封畢進上卿

次上卿書封字入管

次上卿令官人召辨

辨参膝突

次上卿仰可敷神祇官座由

次掃部寮敷座於軒廊南向主殿

主水儲水火

大膳奉杯

次上卿令官人召外記仰可召

神祇官由

次神祇官着座

次上卿召中臣賜管仰可卜申由

中臣接管於卜部

次卜部卜記書卜令授中臣

中臣返進卜串管

次上卿令官人召大外記賜管仰

可宸封由外記聞之

次上卿一披見畢仰神祇官

可退出由

次神祇官退出

次上卿令官人召辨仰可撤座由

次諸司官人撤所初設座并雜具

次上卿召外記賜硯

外記取之置參議座前

次上卿目參議

參議參進

次上卿賜卜串

參議取之復座書卜合之因郡畢

進上卿

次上卿見畢入宮

次上卿令官人召職事

職事參膝突

次上卿賜管令奏之先內覽

奏聞畢返賜

此序職事仰候授及行事等

詔批紙

賜之

上御披見

次上御令官人召辨賜卜

合文辨結申

上御仰仰詞

次上御令官人召外記仰可進例

文由

次外記持参例文入官置上御前

次上御目参議

参議参進

上御賜候授行事批紙及例文令

出定久

参議書訖進上御

次上御悉披見畢召職事奏聞

先内覽

畢返賜

次上御召外記賜之仰可催迴由

外記稱唯追下

次上御召外記仰可撤硯例文由

外記撤之

次諸卿退出

使座云卿

上卿内大臣常雅云花山院東帶

權大納言徑秀卿大炊御門

換授三條大納言利季卿

因万里小路中納言植房卿

唐橋式部權大帥在廩卿

執筆廣橋左大辨宰相兼胤朝臣

行事辨權右中辨賴安葉室

神祇官

吉田神祇權大副兼雄鄉東帶

神祇少副長矩

勢列河邊大官司

宮主兼成朝臣

卜者神祇權少副

吉田淡路守

同神祇少祐

鉦鹿岡防守

傳奏園前大納言基香卿

奉行庭田頭右中將重熙朝臣東帶

非役神祇伯雅富白川

神祇大副和忠御 蓑波 衣冠同

神祇大祐紀春清行事官和泉守

忌詞

佛称中子

寺称瓦菅

経称漆紙

塔称阿良岐

僧称髮长

尼称女髮长

斎称片膳

死称奈保留

病称夜須養

哭称塩虫

血称阿世

打称撫

穴称菌

完称菌

墓称壊

堂香燃

侵導塞角答

新益柳屋秘傳卷之二

官中法武進考要覽

装束品彙事

一 侍從之由色戸屋持親大段重出持中
一 高僧もあまのあはれも 御中先侍從之屋持
一 赤衣のりふきふりゆり
一 將軍御侍代之法法式より之類之儀も無小
一 帳のきりあひのりふき 御前御柳屋の法式
一 守り可也

將軍御侍装束品彙事 御前

一 御冠 御儀儀 林色 記福 山科 侍之 記福 御冠

一 御袍 御儀丁子 原色 九 一 御下裳 表白 侍後 表黒 侍後 表黒

一 御袴 表紅 侍後 紅袴 一 御單 紅後 侍後

一 御若袴 表黒 侍後 表紅 侍後 一 御袴 表紅 侍後

一 御名帯 一 鞆

一 御敷 侍後 一 御帖紙

一 御巾

右將軍 宮下 御法 表赤 侍後 表黒 侍後 表黒 侍後

白 侍後 表黒 侍後 表黒 侍後

一 御衣冠

一 御冠 御儀 侍後 表黒 侍後 表黒 侍後

一 御袍 御儀 侍後 表黒 侍後 表黒 侍後

一 御如袴 表黒 侍後 表紅 侍後

一 御後裳

大御衣冠 御儀 侍後 表黒 侍後

一 侍後 表黒 侍後 表黒 侍後

一 御衣冠

一 御直裳

一 御袴 表黒 侍後 表紅 侍後

一 御生衣 表黒 侍後 表黒 侍後

所務

所務

一所

右月朔日之六日七日八日九日十日十一日十二日十三日十四日十五日

十六日十七日十八日十九日二十日二十一日二十二日二十三日二十四日

二十五日二十六日二十七日二十八日二十九日三十日

正月之三日四日五日六日七日八日九日十日

十一日十二日十三日十四日十五日十六日十七日十八日十九日

二十日二十一日二十二日二十三日二十四日二十五日

二十六日二十七日二十八日二十九日三十日

正月之三日四日五日六日七日八日九日十日

所務

所務

所務

所務

所務

所務

所務

所務

所務

所務

あまねく書成するゆゑに
今も昔も陽の當りとく
ゆるよしの情の恨の

一 將軍家南村衣冠と地所と
あまねく書成するゆゑに
今も昔も陽の當りとく
ゆるよしの情の恨の

東武白野の

一 東武院の書院と
あまねく書成するゆゑに
今も昔も陽の當りとく
ゆるよしの情の恨の

院の書院と
あまねく書成するゆゑに
今も昔も陽の當りとく
ゆるよしの情の恨の

あまねく書成するゆゑに
今も昔も陽の當りとく
ゆるよしの情の恨の
あまねく書成するゆゑに
今も昔も陽の當りとく
ゆるよしの情の恨の

一 乃此等事は家内公より始り

梅久は淳和皇子を院而南より半を子孫の
名は淳和皇子と云ふを喜し都文は淳和
此より淳和皇子にして淳和の淳和と云ふは上
御子孫を授けたるは淳和の老若南院の
御前よりありて淳和は淳和皇子の
御前よりありて淳和は淳和皇子の

一 同明も教諭公の時細川頼之と云ふは

梅久は淳和皇子の御前よりありて淳和は淳和皇子の
御前よりありて淳和は淳和皇子の御前よりありて淳和は淳和皇子の



とある事一して家内公の御前よりありて淳和は淳和皇子の
御前よりありて淳和は淳和皇子の御前よりありて淳和は淳和皇子の

